

診療報酬改定と当院施設基準のお知らせ

2024年6月1日から厚生労働省の診療報酬改定により一部保険診療料が変更になります。患者様の一部負担金が増える可能性があります。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

厚生労働省の施設基準等で定められているウェブサイト掲載事項は、当院では以下のとおりです。

医療 DX 推進体制整備加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備しており、診療に活用します。電子処方箋を発行できる体制、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を現在準備中です。（2024年6月現在）

医療情報取得加算について

当院はマイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えており、オンライン資格確認を行っております。オンライン資格確認により受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得、活用することで質の高い診療を行います。

長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者様の状態に応じて、28日以上長期処方やリフィル処方せんを発行することが可能です。長期処方やリフィル処方せんの交付が可能かは、病状に応じて医師が判断いたします。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。患者様としては、処方箋が一般名で記載されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることが出来ます。

令和6年6月1日

まえの内科クリニック 院長